

パブリックコメントの結果公表について

公 表 日	令和8年7月17日（金）
案 件 名	大淀町人権を尊重し多様性を認め合い共に支え合うまちづくり条例（案）
意見募集期間	令和8年6月1日（月） から 令和8年6月30日（火）午後5時15分 まで
意 見 数	7者より16件

No.	該当箇所	パブリックコメント 概要	大淀町の考え方
1	条例名等 全般	「多様性を認め合い」という言葉について違和感がある。多様性の中で共生していくということは、自分が受け入れ難くてもその人の価値観・文化を尊重するという姿勢が大切である。「認め合う」「受け入れる」という表現は、上から目線に感じられる。「受け入れることを求められる」と感じられる。第7条、第8条に「人権及び多様性を（の）尊重」という表現があるので、このような表現に統一してはどうか。	ご意見をもとに条例（案）を修正します。
2	前文	「決して侵すことのできない権利」と明記されているが、人権は普遍的な権利と認識しているので、「永久の権利」と明記してはどうか。	ご意見をもとに条例（案）を修正します。
3	第2条 第1項 第1号	「町民」に、通勤・通学者及び滞在している者を含むことから、「町民等」とするのが望ましいのではないかな。	ご意見をもとに条例（案）を修正します。
4	第3条	「享有」は言葉としてはあるが、明確な意味がわからないのではないかな。	平易な言葉への置き換えを行います。

パブリックコメントの結果公表について

公 表 日	令和8年7月17日（金）
案 件 名	大淀町人権を尊重し多様性を認め合い共に支え合うまちづくり条例（案）
意見募集期間	令和8年6月1日（月） から 令和8年6月30日（火）午後5時15分 まで
意 見 数	7者より16件

No.	該当箇所	パブリックコメント 概要	大淀町の考え方
5	第3条	第3条について、下線部分を加えてもらいたい。 <u>誰もが自分らしく生きるための共生のまちづくりは、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという考えのもと、あらゆる差別を解消することの必要性について理解を深め、一人ひとりの個性を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合う心の醸成に努めることにより行わなければならない。</u>	ご意見をもとに条例（案）を修正します。
6	第3条 （説明文）	「一人ひとりの個性や違いを特別視し」という文章の「特別視」について。説明なので影響はないかと思うが、文言だけ切り取り負の方向にひとり歩きする場合がある。ポジティブな「special」または「unique」と言う意味合いは理解するが、「特別視」と言うと「いわゆる普通でない特別な存在やものとして見る」と解釈しがちである。多数派が少数派を受け入れるということではなく、誰もが他者から受け入れられる側でもある。多様性を受け入れるという視点から「一人ひとりの個性や違いを互いに受け入れ」ではどうか。	今後、条例（案）の内容を説明する場合、ご意見を参考に説明文を修正します。

パブリックコメントの結果公表について

公 表 日	令和8年7月17日（金）
案 件 名	大淀町人権を尊重し多様性を認め合い共に支え合うまちづくり条例（案）
意見募集期間	令和8年6月1日（月） から 令和8年6月30日（火）午後5時15分 まで
意 見 数	7者より16件

No.	該当箇所	パブリックコメント 概要	大淀町の考え方
7	第4条	「何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他社会のあらゆる場所及び場面において、次に掲げる行為をしてはならない。」とあるが、町の条例として「社会のあらゆる場所及び場面において」の行為禁止が適切であるのか。	町民が町外に通勤・通学することや町外で活動することもあるため、地域を限定する表現は設けず、原案のとおりとします。
8	第4条	第4条に賛成。常に他者の立場や状況、心情に寄り添い想像力を持って接することは尊い行いだと思う。	貴重なご意見として承ります。
9	第4条 第1項 第1号	「性自認」については、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」で、「ジェンダーアイデンティティ」という用語を使用しているため、「性自認（ジェンダーアイデンティティ）」といった併記をするのが望ましいのではないかと。	ご意見をもとに条例（案）を修正します。
10	第5条	「個性や特性を持つ個人として尊重され」とあるが、個性と特性について整理が必要である。「個性」は一人ひとりの独自性やその人らしさを表すもので、「特性」は個人でなく集団に共通する傾向や性質だと思う。特性は困りごとや生きづらさに関連することが多いが、個性は必ずしも困難は伴わないように理解している。上記を整理（認識）したうえで、個性と特性の「並記」をすればよいと思う。	ご意見の趣旨を踏まえたうえで、原案のとおりとします。

パブリックコメントの結果公表について

公 表 日	令和8年7月17日（金）
案 件 名	大淀町人権を尊重し多様性を認め合い共に支え合うまちづくり条例（案）
意見募集期間	令和8年6月1日（月） から 令和8年6月30日（火）午後5時15分 まで
意 見 数	7者より16件

No.	該当箇所	パブリックコメント 概要	大淀町の考え方
11	第6条 ・ 第8条	第6条「町の責務」と第8条「啓発及び教育の充実」について。この条例を住民が理解し、自分事とするために重要であると思われるので、機会をとらえて、きめ細やかに実施していただきたいと願う。	ご意見を真摯に受け止め、今後の対応を行います。
12	第7条 第1項	第7条について、下線部分を加えてもらいたい。 町民及び事業者は、基本理念に基づき、共生のまちづくりについての理解を深め、 <u>差別を助長しないように努める</u> とともに、町と共に自らが共生のまちづくりの担い手として取組みに協力するよう努めるものとする。	「助長」という用語については、良い意味で用いる場合と悪い意味で用いる場合があります。条文を読む人により捉え方が異なる可能性のある用語については、使用を控えたいと考えております。 また、原案に「基本理念に基づき」とあり、ご意見の趣旨は基本理念に含まれると考えますので、条文の追加は、行わないこととします。
13	第8条	「町は、町民及び事業者が人権及び多様性の尊重に関する正しい理解を深めるよう人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる機会をとらえて共生のまちづくりに関する啓発及び教育の充実に努めるものとする。」とあるが、第6条にも「町は、…町民の人権意識の高揚に努め、共生のまちづくりに必要な施策を推進するものとする。」とある。 「人権意識の高揚」を2回書くのは、大事なことから2回書きましたということで特に問題はないか。	町の姿勢を強調するものとして、各々の条項で共通した用語を用いています。言葉の置き換えは行わず、原案のとおりとします。

パブリックコメントの結果公表について

公 表 日	令和8年7月17日（金）
案 件 名	大淀町人権を尊重し多様性を認め合い共に支え合うまちづくり条例（案）
意見募集期間	令和8年6月1日（月） から 令和8年6月30日（火）午後5時15分 まで
意 見 数	7者より16件

No.	該当箇所	パブリックコメント 概要	大淀町の考え方
14	第8条	「まちづくり関する」は「まちづくり <u>に</u> 関する」で、「 <u>に</u> 」の一字が必要ではないか。	ご意見のとおりです。条例（案）を修正します。
15	第9条	第9条について、下線部分を加えてもらいたい。 町は、町民及び事業者からの相談に的確に応じるため、関係機関等と連携し、必要な体制の確保、 <u>充実</u> に努めるものとする。	ご意見をもとに条例（案）を修正します。
16	全般	条例（案）及び要綱（案）について、冊子等を作成し、住民や企業等に啓発されるかと思う。冊子を作る場合は、ルビや色覚配慮等が必要かもしれない。 教育は学校教育・社会教育で進められると思うが、啓発と教育を明確に整理したうえで、連携を持ちそれぞれが適切・的確に進めていただきたい。 微力ながら町民として自分らしく生きることができる、生き抜くことができる共生のまちづくりに寄与できればと思う。 啓発・教育以外に条例が制定されると、既存の施設等の改修や災害時や健診等の対応、各種様式等の変更や事務手続きの変更も必要かもしれない。	貴重なご意見として承りました。